

# 海外 論文 レポート

## 社会的協同組合の コンサルティア

石見 尚（日本ルネッサンス研究所）

### はじめに

社会的協同組合は何分、社会的に不利な立場にある人びとが組合員となって組織する協同組合であるから、個々の単協は現場のマネジメントに精いっぱいであって、社会的協同組合全体としての利害に関係する事項について自治体や他の経済界と交渉したり、新しい政策要求について社会に訴える運動を展開する余裕がない。その空白を補強するサポート組織がコンサルティアである。一見、連合会に似ているが、社会的協同組合のいわゆる系統連合会ではなく、単協と密接に連携しつつ自立した幅広い組織と活動をしている。日本の協同組合の系統連合会の問題が指摘される折から、コンサルティアの組織と機能を検討することは、きわめて意義のあることである。

コンサルティアの運動には大きくいうとカソリック系とレーガ系の違いがあるが、両方を同時に論ずることは問題を発散させるから、本稿ではカソリック系CGMのコンサルティアについて検討をしよう。

### 1. CGMとは

CGMとは社会的連帯の協同組合の全国コンサルティオ・ジーノ・マッタレリー

(Consorzio Nazionale della Cooperazione di Solidarietà Sociale Gino Mattarelli)の略語である。ジーノ・マッタレリーは社会的協同組合の立法化に貢献した国会議員で、その功績を称える意味でその名前をつけている。

社会的協同組合法（1991年、法律381号）の第1条は社会的協同組合の目的をにっぎのように規定している。

「人間疎外をなくし、市民の社会参加を促進する事により地域社会の一般的利益を、次の方法によって推進する。

(a) 社会事業、保健、教育の運営

(b) 社会的に不利な条件にある人々の有給就労のための諸種の事業 - 農業、工業、商業、サービス - の実施」

また同法第8条においてコンサルティアの必要を認め、次のように定めている。

「本法の諸規定は、社会的協同組合の少なくとも70%が加入し社会的協同組合として形成されたコンサルティアに適用される。」

コンサルティアとは連合会というよりは、社会的協同組合の形態をとる二次組合であって、「協会」と言ったほうがわかりやすい。実際、CGMは社会的協同組合の系統

連合会という狭い活動領域にとどまることなく、より視野の広いイタリアの「第3セクター」の形成をめざしている。すなわち社会的協同組合のほか社会運動基金財団、NGO、カソリック系慈善団体、ボランティアのネットワークによる非営利協同社会のセンターになることを目指している。政治的には中道左派の立場である。

CGMは社会的協同組合を基盤とする政策的支援機関であるから、その活動の目標を以下の4つに定めている。

- \* アソシエーション(人々が自由意志によって会員となり、責任を分担して連帯する団体 筆者注)と協同組合が第3セクターの社会的企業として発展することを支援する。
- \* 社会連帯の推進者として、研究機関、学校、マスメディア、労働界、企業、政治団体と対話を行う。
- \* 市民の発意によるアソシエーションづくりとその支援を行う。
- \* 国内よびEUの社会経済の発展と革新のためのプロジェクトを推進する。

## 2. CGM系単協の発展状況

2001年現在、CGMに加盟する社会的協同組合は1,100単協(イタリアの社会的協同組合の20%)である。74地域(州または中心都市)に分布している。ロンバルディア州などの北部が主体であるが、近年、シチリア島を含む南部が増えている(表-1)。

表-1 CGM系社会的協同組合の近年の伸び

|      | 計     | 北部  | 中部  | 南部  |
|------|-------|-----|-----|-----|
| 1998 | 731   | 458 | 87  | 186 |
| 1999 | 762   | 469 | 90  | 203 |
| 2000 | 808   | 524 | 112 | 172 |
| 2001 | 1,033 | 587 | 161 | 285 |

備考 CGM: A conti fattiである。

CGMの社会的協同組合の種類別割合は、A型が60%、B型が40%といわれる。CGMでは精神障害者のヘルス・ケアが得意の分野であるようで、A型が多い。

B型の社会的協同組合では、障害者や問題を抱える未成年や仮出所者が加入し、健常者とともに働きながら職業教育を受け、訓練終了後は外部の企業に勤務して自立する人もあり、自立するに至らない人は社会的協同組合に残留する人もある。したがって組合員は流動的で、人数は固定的でない面もある。この点を考慮した上で見ると、2001年の就労者数は23,000人であった。そのうち健常者は18,000人、障害者1,800人、ボランティア4,000人であった。したがって、1組合あたりの組合員数は平均約20人程度である。

単協の事業高は2000年現在、10335億リラ(約930億円)で、労賃として配分されたのは5925億リラ(530億円)であって、事業高の概ね60%が労賃部分となっている。

## 3. コンソルティア

コンソルティアは社会的協同組合にたいする技術の助言、自立のための訓練、資金と販売の支援、EU(CECOP局)のプロ

ジェクトの連絡、出版物の編集、外部との交渉を行う支援組織である。また社会政策と労働政策について、政府、自治体に改革提案を行っている。コンサルティアは前述のように社会的協同組合の単協のすくなくとも70%が加入していることを条件として、社会的協同組合の規定が準用される。2001年現在、CGM系のコンサルティアは69あって、北部が主であるが、南部と島嶼が増加している(表-2)。

表-2 CGM系コンサルティアの近年の伸び

|      | 計  | 北部 | 中部 | 南部及び島嶼 |
|------|----|----|----|--------|
| 1998 | 45 | 26 | 6  | 13     |
| 1999 | 46 | 25 | 6  | 15     |
| 2000 | 49 | 25 | 7  | 17     |
| 2001 | 69 | 32 | 8  | 29     |

備考 同前

2000年の事業高は23,136リラ(約208億円)である。

#### CGM全国センター

ブレシアとローマにある。ブルユセルに代表部を置いている。ブレシア本部は専従者8人とボランティア20人で運営している。

### 4. GM系社会的協同組合の運営

#### (ア) 設立と認証

以前は自治体や医療機関が社会的協同組合を設立することを薦めたが、現在はコンサルティアがその役割を担っている。組合員となるものが3人ないし9人いれば、設立趣意書を公証人に提出し認

証をとる。

#### (イ) 健常者の組合員ないし非組合員活動家にボランティアが多い理由

CGM系ではボランティア活動家が多いのが特色のひとつであるが、それは良心的兵役拒否の若者が社会的協同組合で働くからである。

#### (ウ) 障害者の社会保障手当について

障害度の審査が委員会によって2年ごとに行われる。

障害手当では、1ヶ月最低200ユーロ(約2万円)、重度の人には150ユーロが追加される。車イスの人には家の改造費が支払われる。

障害者の登録名簿は社会センターにある。労働能力の45%以上を失っている障害者を企業が雇用することを、法律が義務づけている。労働能力の判定は労働医学の専門家からなる委員会がホームドクターの報告やテストの記録によって行い、地域の医療エージェンシーや職安がその記録を保管している。

#### (エ) 入札について

2つの場合がある。

地方自治体は発注額の上限をきめて、入札によらないで社会的協同組合に発注する。

透明性をはかるため、入札制をとることがある。この場合、地域性、経験年数、ハンディの程度などを考慮した評価点数によって優遇措置をとる。点数は自治体によって異なるので一律には言えない。

#### (オ) CGMの財政について

C G M全国センターの収入は加盟しているコンサルティアからそれぞれ年間売上額の0.5%と資本金の0.2%を会費として徴収する。

また単協にたいして受託事業を提供する場合には、サービス料を受けとる。

#### (カ) 社会的協同組合の地域におけるコスト－ベネフィットの分析

社会的協同組合は社会政策にかかわる仕事を引き受け、また入札などの面で優遇措置の配慮をうけているが、社会にとって、この協同組合の存在はどのような効果があるのでしょうか。C G Mは自治体、政府や世間から理解がえられるように、障害者が社会的協同組合を通じて社会参加する利益について、地域における費用対効果の計量分析によつて示そうと試みている。その試算によれば、労働参加する障害者は地方自治体にたいして1人・1年あたり15,000～30,000ユーロ(180～360万円)の利益をもたらすと結論づけている。

